本講習の進め方　講習時間：全体約２時間程度

・受講者は，パワーポイントに掲載した原稿を読んでいただく形で実施をします。

・内容は，「はじめに」，「１学校安全の現状と課題」，「２交通安全指導者マニュアルの活用について」，「３ひろしまマイ・タイムラインの取組について」，「終わりに」の５つです。

はじめに（約５分間）　●…スライドごとに，「黒丸」を付けています。

●本研修は，今年の１月26日（火）に集合型の研修として実施予定でしたが，新型コロナウイルス感染症拡大防止のため，WEBを活用したオンデマンド型の研修としました。本講習は，パワーポイントに掲載した原稿を，主には受講者に読んでいただく形で実施をします。

本年度は，コロナ渦の影響により，６月までの臨時休校をされたことから，学校安全に係る計画も，他の教育活動に関する計画と同様に変更を余儀なくされたことと思います。しかしながら，学校再開後には，子供たちの安全を守ることについての取組が，すぐにスタートすることになります。

各学校においても，学校安全の取組について今年度実施をされたことと思いますが，本講習においては，各学校の取組をさらに充実させる視点で，これからのお話を聞いていただき，御所属の学校の更なる充実につないでいっていただきたいと考えています。

●本講習開催の目的は，

「学校安全教育の推進及び安全環境整備の充実等，学校安全に関する専門的な研修を行うことによって，学校安全指導者の資質の向上を図り，もって学校における児童生徒等への安全教育及び安全管理体制の充実に資する。」としています。

各学校においては，すでにそれぞれ特色ある取組をしておられると思います。本講習の機会を通じて，その取組の充実につないでいただくことを期待しています。

本講習の参加対象者に関して確認をしたいと思います。

本講習の参加対象者は，県内の幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校・中等教育学校・高等学校及び特別支援学校，さらに教育事務所・教育センター及び市町教育委員会の学校安全担当者等としております。

学校安全担当者ということとしておりますが，各学校においては，学校安全担当者という言い方はされていないかもしれません。本講習会には，生徒指導主事や保健主事の方，養護教諭，主幹教諭，さらには管理職の方々，私立や国立の学校の教職員の方や関係者の方などもおられます。

このように様々な役割を持つ方が，学校安全に関わっているということが，学校安全分野の特色であるともいえます。

つまり，特定の方だけでなく，それぞれの役割においてさまざまな方が関わっていくということです。取組の見直しをする上で，大切な視点となってくると思います。

研修時には，各学校の令和２年度学校安全計画と各学校の令和２年度危険時等対処要領(危機管理マニュアル)を準備していただき，各学校の取組の状況を把握するために活用し，本研修の開催目的である児童生徒等への安全教育及び安全管理体制の充実を図っていただきたいと思います。

●本講習会の流れは下記のとおりです。　全体で約２時間です。（1分間に250字を目安としています。）

はじめに　約５分間

１　「学校安全の現状と課題　約35分間

　　～学校安全の各領域における取組の改善に向けて～」

　　講師：県教育委員会豊かな心と身体育成課　指導主事

２　「交通安全指導者マニュアルの活用について」　約20分間

　　講師：広島県警察本部　交通企画課

３　「ひろしまマイ・タイムラインの取組について」　約40分間

　　講師：広島県危機管理監　みんなで減災推進課

終わりに　約３分間

|  |
| --- |
| １「学校安全の現状と課題～学校安全の各領域における取組の改善に向けて～」（約35分間） 講師：県教育委員会豊かな心と身体育成課　指導主事 |

●それでは，１「学校安全の現状と課題～学校安全の各領域における取組の改善に向けて～」の内容に入ります。

内容は，

１　学校安全について

　　・生活安全（防犯含む），交通安全，災害安全

　　・組織活動を円滑に進めるためのポイント

２　学校安全の動向

　　・学校安全に関する経緯・主な流れ

３　学校安全の充実のために

　　・学校安全計画の策定にあたっての留意事項

４　終わりに　　です。

●本年度は，コロナ渦の影響により，６月までの臨時休校をされたことから，学校安全に係る計画も，他の教育活動に関する計画と同様に変更を余儀なくされたことと思います。

　学校再開後には，子供たちの安全を守ることについての取組が，すぐにスタートしました。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため一斉休校期間を終えた学校再開後，県立呉昭和高等学校では，三密を避けながら避難訓練が行われました。避難場所は，屋外とし通常よりも，一人一人の間隔を保つようにして行われました。

●呉昭和高等学校の学校安全計画や危機管理マニュアル等をまとめた冊子には，学校安全に対する学校の考え方が，「はじめに」として示されています。

　「はじめ」には，次のように書かれています。

「（中略）近年，予見不能な衝撃的な事件や地震等による自然災害により全国各地で尊い人命が失われた被害も多発し，また，学校内外において事件や事故が頻発し，生徒が安全に安心して日常生活を送ることができない状況にあります。

　このような状況を踏まえ，学校内外の事件・事故・災害等の様々な危機を未然に防止することや，発生時には迅速で適切な対応策を講じ，被害や損失を最小限にとどめ，二次的な被害が発生しないようにするとともに，再発を防止すること等を目的として，従来の個別に対応していた緊急時対応を発展させ，危機管理マニュアルとして整理統合することとしました。

　この冊子は，できるだけ具体的に，学校安全及び危機管理に係る考え方と具体的手立てについて，緊急時における各メンバーの行動指針や行動計画，地域社会やマスコミ等への対応指針等の行動手順を事前に計画し，示したものです。

　作成に当たっては，関連部署の先生方に多大な協力をいただきました。しかしながら，完璧なものができたとは考えておりません。まずは，現状を考えるたたき台として作成しました。今後は，更に充実した内容に改定していくことが必要になってきます。ご協力をお願いいたします。」

（呉昭和高等学校「学校安全及び危機管理に係る考え方と具体的な手立て」冊子「はじめに」から引用）

　いかがでしょうか。このような学校の考え方が示してあると，学校の取組がより詳しく分かり，スムーズに教職員と連携を進めたり研修にも役立てたりすることができます。人事異動などがあっても，生徒等の安全指導を年度当初からスムーズに行うことができます。

みなさんの学校においても，学校安全計画や危機管理マニュアルは作成されていると思いますが，このような考え方は共有されているでしょうか。今一度，各学校の資料を確認してみてください。

●11月には，県立世羅高等学校においては，消防署と連携のもと，実際に避難の動きをとるのではなくて，紙上訓練の形式での避難訓練が行われました。地震や火災などの災害が起きた時，安全に避難できるよう避難場所の確認と正しい避難経路について，自ら判断し，主体的に行動できる力を身につけ，防災意識を高めることを目的として行われた避難訓練です。

　各クラスで，火元に応じて生徒がどう避難するのが良いのかを考え，その避難経路を選択した理由をグループで話し合うという取組として実施されました。

　ポイントとしては，避難訓練として実施することについて，地域の消防署と連携をしておくことです。世羅高等学校も消防署と連携をして，本訓練を計画されています。

世羅高等学校HP

<http://www.sera-h.hiroshima-c.ed.jp/pdf/R21119hinankunren.pdf>

●学校安全とは，どのような分野でしょうか？どのような特色があるのでしょうか。また，どのように進めていくことが求められているのでしょうか。そのことから改めてその点について考えてみましょう。

学校安全とは，

学校保健，学校給食とともに，学校健康教育の３領域のひとつです。

　それぞれが独自の機能を担いつつ，相互に関連を図りながら，児童生徒等の健康や安全を確保するとともに，生涯にわたり，自らの心身の健康を育み，安全を確保することのできる基礎的な素養を育成していくために，一体的に取り組まれていくものです。

学校安全のねらいとは，どのような内容でしょうか。

「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育（2019年３月）改訂２版発行には，児童生徒等が，自他の生命の尊重を基盤として，自ら安全に行動し，他の人や社会の安全に貢献できる資質・能力を育成するとともに，児童生徒等の安全を確保するための環境を整えること。と示されています。

　さらに，現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の一つの例として，中央教育審議会において，「安全に関する資質・能力」と示され，安全教育の目標としては，次のように示されています。

安全教育の目標[「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育（2019年３月）改訂２版発行参照]P27

日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し，自他の生命尊重を基盤として，生涯を通じて安全な生活を送ると基礎を培うとともに，進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

○様々な自然災害や事件・事故等の危険性，安全で安心な社会づくりの意義を理解し，安全な生活を実現するために必要な知識や技能を身に付けていること。(知識・技能)

○自らの安全の状況を適切に評価するとともに，必要な情報を収集し，安全な生活を実現するために何が必要かを考え，適切に意思決定し，行動するために必要な力を身に付けていること。（思考力・判断力・表現力等）

○安全に関する様々な課題に感心をもち，主体的に自他の安全な生活を実現しようとしたり，安全で安心な社会づくりに貢献しようとしたりする態度を身に付けていること。（学びに向かう力・人間性等）

　各学校においては，これを踏まえ，児童生徒等や学校，地域の実態及び児童生徒等の発達の段階を考慮して学校の特色を生かした目標や指導の重点を計画し，危険な状況を適切に判断し，回避するために最善を尽くそうとする「主体的に行動する態度」を育成する重要性が示されています。

学校安全の領域とは，「生活安全」「交通安全」「災害安全」の３つの領域が挙げられます。

「生活安全」とは，学校・家庭など日常生活で起こる事件・事故を取り扱う領域です。誘拐や傷害などの犯罪被害防止も含まれます。

「交通安全」とは，様々な交通場面における危険と安全，事故防止が含まれる領域です。

「災害安全」とは，地震・津波災害。火山災害，風水（雪）害等の自然災害に加え，火災や原子力災害も含まれる領域です。

主には，この３つの領域となります。先ほど，学校安全担当者のお話をしましたが，この３つの領域ごとに，学校の取組を考えてみると，例えば「生活安全」では，犯罪被害防止を扱うことから生徒指導部の先生方が関わられることも多いのではないかと思います。また，「交通安全」では，警察との連携があることから，管理職が対応したり，総務部などが担当したりすることもあるかと思います。また，「災害安全」では，総合的な学習の時間や総合的な探究の時間との関わりをもたせて，防災教育に取り組んでいる学校も多いことから，教育課程を扱う教務部が担当したりしていることもあるかもしれません。

また，近年では，スマートフォンやＳＮＳの普及など児童生徒等を取り巻く環境の変化や学校を標的とした新たな危機事象も懸念されています。従来想定されていなかった新たな危機事象の出現などに応じて，学校安全の在り方を柔軟に見直していくことが必要です。

●これらの各領域を通じて，安全教育と安全管理に関する活動を充実させることが重要です。

安全教育とは。

児童生徒等が自らの活動や外部環境に存在する様々な危険を制御して，自ら安全に行動したり，他の人や社会の安全のために貢献したりできるようにすることを目指す安全教育。

安全管理とは。

児童生徒等を取り巻く環境を安全に整えることを目指す安全管理。

そして，両者の活動を円滑に進めるための組織活動という３つの主要な活動から構成されています。

組織活動を円滑に進めるためのポイントは，次の２つです。

・教職員の役割分担と研修

・家庭及び地域社会との密接な連携

学校安全を含めて，学校保健，学校給食などを含む健康教育においては，マネジメントが重要になってくることが示されています。

先ほど，コロナ渦での学校の避難訓練の事例を紹介しましたが，既存の学校安全計画を見直す必要があるということが，まさに本年度行っています。

また，いつ何時，危険や危機が訪れるかが分からないという特徴はあるので，非常時には何をどのようにしないとならないかについては，学校として整理する必要があります。

併せて，先にも説明をした通り，命を守る教育であることを踏まえると，非常時には，自らが行動を決断することになるということを，生徒や他の教職員にも求めていく学びを生み出していかなければなりません。

本講習を機に，今後の計画について，再度確認をしてください。

マネジメントについては，各校とも学校の実態に応じて，工夫をして取り組まれていると思いますし，この部分に，「伸びしろ」があるともいえます。

●また，学校安全教育においての「安全」とは，「危機や危険」の“ないところ”と言われています。安全について学ぶことは，危機や危険を直接に学ぶことに加え，危険や危機のないところについて，学ぶことが大切だということです。

“ないところ”を学ぶには，仮説を立てたり問いを立てたりして，どういう要素があるかを考えたり，教科のどの学びと関連するかを考えたりして，計画を立案する必要があります。各学校の学校安全計画はどうでしょうか。“危険や危機のないところ”も学ぶようになっているでしょうか。

●学校安全に関する経緯・主な流れ

平成７年１月17日　阪神・淡路大震災

⇒防災教育資料「『生きる力』を育む防災教育の展開」作成

平成13年６月　大阪教育大学附属池田小学校事件

⇒学校安全資料「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」作成

平成20年６月　学校保健安全法の制定（学校保健法の改正）

⇒学校安全資料「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」改訂

平成23年３月11日　東日本大震災

⇒学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き配付，防災教育資料の改訂

●平成24年４月　学校安全の推進に関する計画（閣議決定）

⇒国としての学校安全に関する総合的な計画（５年間）

平成28年３月　学校事故対応に関する指針

平成28年４月　熊本地震

平成29年３月　第２次学校安全の推進に関する計画（閣議決定）

⇒防災教育資料「『生きる力』を育む防災教育の展開」作成

平成30年７月　西日本豪雨災害

平成30年９月　北海道胆振東部地震

●学校安全計画の策定　この計画の策定・実施は必須となっており，計画に含めるべき内容も規定されています。

計画に含まれる項目は

① 安全教育に関する事項　　⇒ 安全学習・安全指導

② 安全管理に関する事項　　⇒ 施設設備等の安全点検　 通学路の安全点検　等

③ 安全に関する組織活動 　 ⇒ 職員の研修等

●学校の管理下において事件・事故災害が発生した際，学校及び学校の設置者は，児童生徒等の生命と健康を最優先に迅速かつ適切な対応を行うとともに，発生原因の究明やこれまでの安全対策の検証はもとより，児童生徒等に対する心のケアや保護者への十分な説明，再発防止などの取組が求められます。

●事故が発生する前に，管理職が不在時の体制整備や対策本部の設置等について，準備をしておくことが肝要です。

●学校保健安全法に基づき，安全点検を実施していただきたいと思います。安全点検実施の際には，記録を残していただきますようお願いします。改善の必要なものには，直ちに対応していただきますようお願いします。

生活安全

　生活安全の領域について，最近の主な通知は，以下のとおりです。

令和元年７月通知　胸骨圧迫練習キットの送付について

令和２年５月通知　自動体外式除細動器（AED）の適正配置に関するガイドラインの補訂について

令和２年５・６・１１月通知　学校に設置している遊具の安全確保について

令和２年５月通知　熱中症事故防止について

令和２年６月通知　救急蘇生法の指針2015（市民用）の追補の周知について

毎日，警察や各市町教育委員会等と連携をしてメールをし，児童生徒等に注意喚起をしている「不審者情報」も，生活安全の日常的な取組です。

●平成26年８月20日付け「心肺蘇生等の応急手当に係る実習の実施について（通知）」（広島県教育委員会教育長）

平成20年改訂の中学校学習指導要領及び平成21年改訂の高等学校学習指導要領において，心肺停止状態におけるＡＥＤの必要性に係る記載が盛り込まれたことを踏まえ，ＡＥＤトレーナー等が準備できる管轄する消防署等と連携し，可能な限りＡＥＤの使用を含む応急手当講習を計画的に開催すること。

また，教職員のＡＥＤの使用を含む心肺蘇生法に関する正しい理解を深めるとともに，技能の向上に努める取組も併せて推進することを通知しました。

令和元年７月９日には，胸骨圧迫練習キットを送付して，県立学校の生徒には，学校安全計画に位置付けた教職員研修実施時等において，全ての教職員が胸骨圧迫及びＡＥＤを適切に使用できるよう実習等に活用したり，保健体育科及び特別活動等の実習に活用するように通知しております。

　今年度は，新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて，令和２年６月に通知した通り「救急蘇生法の指針2015（市民用）」の内容が追補されました。

１）反応と呼吸の確認観察時には傷病者の顔にあまり近づき過ぎない
２）胸骨圧迫の前に可能ならばハンカチやタオルを傷病者の鼻口にかぶせる（マスクや衣服でも代用可）
３）胸骨圧迫のみの心肺蘇生を行う（人工呼吸は省略）
４）事後に速やかに石鹸と流水で手と顔を十分に洗う（傷病者の鼻口にかぶせたハンカチやタオルなどには直接触れずに廃棄する）

となっています。今一度，御確認ください。

●生活安全については，是非見ていただきたい映像があります。

　大阪教育大学付属池田小学校の令和元年度“不審者対応訓練”の様子です。

　６分ほどの映像がありますので，まずは御覧ください。

|  |
| --- |
| 大阪教育大学附属池田小学校「令和元年度“不審者対応訓練”の様子と“安全の手引き”」 |

令和元年度不審者対応訓練の様子（動画）約６分↓

<https://youtu.be/ud0yXjbFSBw>

※動画に掲載しているテロップの原稿

不審者対応訓練（令和元年度）

大阪教育大学附属池田小学校

令和元年８月30日

■状況設定の確認

■各班のめあての設定

　・本部

　・災害対応班（アトム班）

　・児童対応班

　・救助班

　・救護班

　・近隣住民の方々への連絡

■不審者が侵入

■本部から教職員児童への指示

■警察・消防へ連絡

■児童への指示

■救命処置

■避難誘導指示

■児童の人数確認

■不明児童の捜索

■事件・事故対策本部シミュレーション

　児童の保護者への引き渡しが終了した後，どのような対策・対応が必要なのか

　それぞれの分担に分かれて話し合いを行います。

■まとめ

　本校の校舎は，平成13年（2001）年の事故を契機に改築されました。

　本校に来られた方は，たくさんの防犯カメラや非常ブザーなどのとても充実した

　設備を見て驚かれます。

　しかし，設備が子供たちを

　守ってくれるわけではありません。

　教職員が高い意識を持ってこそ，初めて設備が活かされ

　安全な学習環境が保たれます。

　どれだけたくさんの不審者対応訓練を行っても，

　訓練には限界があります。

　だからといって，訓練をやめてしまってはいざというときに

　私たち教員は，まったく子供たちを守ることはできません。

　私たち教員にできることは，できる限り訓練の制度を

　高めることです。

　訓練の時に，

　どれだけ必死になって走ることができるのか。

　どれだけ必死になって声を出すことができるのか。

　どれだけ必死になって見つからない子供を探すことができるのか。

　どれだけ必死になって，負傷者に救急処置をできるのか。

　訓練には想像力が不可欠です。

　もし，自分の学校に不審者が入ってきたら，

　もし，自分の大切な子供たちが不審者に傷つけられたら

　このようなことを意識して，訓練を積めば

　いざというときに，

　子供たちを守ることができるかもしれません。

　ただ，本当に安全な学校とは，

　訓練の成果を発揮する場のない学校です。

　不審者が入ってこなければ，不審者を取り押さえることも

　いなくなった子供を探すことも必要ありません。

　「不審者を学校に入れない。」

　このビデオには写っていませんが，それこそが私たちが

　一番大切にしていることです。

■平成13年（2001年）６月８日

　開いていたこの通用門から

　侵入してきた暴漢によって

　８名の児童の尊い命が奪われ

　13名の児童と２名の教員が

　負傷する事件が起こりました。　　　　　　　大阪教育大学附属池田小学校

県教育委員会

●いかがでしたでしょうか。このような動きを，附属池田小学校の先生方は，今も学び続けておられます。

この映像は，大阪教育大学附属池田小学校の校長先生に御許可をいただき，本講習会の受講者の方々のために，公開をさせていただいております。

　附属池田小学校のHPのトップページには，安全の手引きが掲載されています。先ほど紹介をした呉昭和高等学校の「はじめに」と同様に，附属池田小学校の学校安全に関する考え方が示されていますので，紹介をします。

大阪教育大学附属池田小学校「安全の手引き」↓（HPへのリンク）

<http://www.ikeda-e.oku.ed.jp/home_data/tebiki/r02tebiki.pdf>

交通安全

●交通安全の領域について，最近の主な通知は，以下のとおりです。

令和元年11月通知　交通安全教育指導者マニュアルについて

令和２年３月通知　通学路の交通安全の確保の徹底について

令和２年４月通知　幼児・児童の交通事故発生状況及び幼児の交通事故防止に関する資料配付について

令和２年５月通知　学校教育活動再開時における登下校時の安全確保について（通知）

令和２年８月通知　自転車運転者講習に関する広報資料の配付について

令和２年９月通知　自転車が関係する交通事故情勢に関する資料配付について

令和２年12月通知　自転車の安全利用等について

幼児等の交通事故防止に関する動画視聴について

　これらの詳細の内容については，この後，具体的なデータなどを交えて，広島県警察本部交通企画課から講義をしていただきます。

災害安全

●災害安全の領域については

○平成30年７月豪雨災害

○水防法・土砂災害法の一部改正

○土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

○津波浸水警戒区域等

○実効性のある避難訓練の実施

　などを通じて，豪雨災害の経験から学び，自然災害の被害を最小限にとどめるとともに，児童生徒等が主体的に判断し，自分や家族の命，地域を守るために行動できる力の育成を目指すことが肝要です。

『主体的に行動する避難訓練』とは，児童生徒等が学習した知識や技能を活用して，消防署と連携して適切な避難経路を選択したり，下学年の児童生徒等へ避難行動を伝達したり，また，災害の発生時間に変化を持たせ，様々な場所にいる場合にも自らの判断で安全に対処したりするなど，災害に適切に対応する能力を身に付けることのできる訓練をいいます。（「学校防災のための参考資料『生きる力』を育む防災教育の展開（Ｈ23年文部科学省）」P13，14，47，48を参照）

自然災害の発生メカニズムが基礎知識として理解され，危険を予測する力や的確な判断ができるように学習した後，獲得した知識と行動を結び付け，日常生活において自らが実践できることの重要性（「広島県自然災害に関する防災教育の手引（平成25年広島県教育委員会）」P６を参照）や災害の状況に応じた避難行動ができるよう指導を行い，地域の関係機関や近隣の学校等と連携し，児童生徒が積極的に参加する合同避難訓練，避難所運営，防災キャンプなどを実施することにより，実効性を高めるよう実証した訓練を効果的に取り入れて，児童生徒等が主体的に行動できる態度を育成することを目指しています。

具体的な取組としては，

○広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動を行っています。

　一斉防災教室（５月～６月）

　一斉地震防災訓練の実施（１１月）※学校安全計画に記載して実施しておられると思います。

○防災教育に関する指導資料を平成25年３月と平成31年３月に配付をしています。

　「広島県　自然災害に関する防災教育の手引

　　～主体的に行動する態度を育成するために～」（平成25年３月）

　「広島県　自然災害に関する防災教育の手引[別冊]

　　「～平成３０年７月豪雨災害を踏まえた実践事例・資料集～」（平成31年３月）

　また，本年度11月には，追加事例として，

「ひろしまマイ・タイムライン」の取組に関連した学習指導案（小学生用） （令和２年11月）を配付しました。

　災害安全についても，他の領域と同様に，児童生徒等の発達の段階を考慮して，関連する教科，総合的な学習の時間，特別活動など，学校の教育活動全体を通じた体系的な防災教育を実施していくことが求められます。

●改めてにはなりますが，学校安全計画の策定にあたっての留意事項は次のように示されています。

【必ず記載する項目・内容】

　（１）安全教育に関すること

　（２）安全管理に関すること

　（３）学校安全に関する組織活動に関すること

　　　　　（教職員等の研修に関することを含む）

　作成例の形式は絶対のものではありません。

　各学校において，他の計画等との関連を考慮し，創意を加えて有効に活用できるものになるように，担当者だけで取り組むのではなく，様々な主体と連携して見直してみてください。

●取組の充実のために，これらの資料を活用していただき，各教科等と関連付けながら実施していただきたいと思います。安全教育は，各教科等だけでなく，大雨が降っている際の注意事項等も含め，日頃から指導を日々行っていただいております。さまざまな機会を通じて実施していただきますようお願いします。

●「広島県自然災害に関する防災教育の手引[別冊]」の概要

１　完成期日　平成31年３月

２　特色

(1)　これまで活用していた「広島県自然災害に関する防災教育の手引」に追加作成しました。

 (2)　豪雨災害の経験から学び，自然災害の被害を最小限にとどめるとともに，児童生徒等が主体的に判断し，自分や家族の命，地域を守るために行動できる力の育成を目指しています。

 (3)　児童生徒が経験した豪雨災害の記憶を伝承するため作文等を掲載しています。

 (4)　土砂災害や洪水等に関わる授業実践を掲載しています。

 (5)　県土木建築局砂防課を始め，広島地方気象台，国土地理院，広島大学に御協力いただいた防災教育資料を掲載しています。

●また，本講習会のために，広島県土木建築局砂防課から情報提供をいただきました。

　これは，砂防課が行っておられる出前講座資料です。砂防課では，２種類の出前講座（砂防出前講座，河川出前講座）を行っておられます。また，今回は，その出前講座の際に，子供たちに直接話をする内容を示したパワーポイントの資料を情報提供いただいています。

　学校の教職員だけでなく，専門的な知識を有している方々の知恵を活用できる機会にあるかとおもいますので，出前講座について，活用を御検討ください。

資料は，下記のとおりです。

・砂防出前講座チラシ (PDFファイル)(868KB)

・出前講座(河川)チラシ (PDFファイル)(480KB)

・出前講座時のパワーポイント資料その① (その他のファイル)(9.29MB)

・出前講座時のパワーポイント資料その② (その他のファイル)(7.2MB)

　（※出前講座時のパワーポイント資料①②は，出前講座時のシナリオとなります。より詳細に内容を確認したい場合にお読みください。）

|  |
| --- |
| ２「交通安全指導者マニュアルの活用について」（約20分間） 講師：広島県警察本部交通部交通企画課 |

はじめに（県教育委員会から）

●それでは，次の講義に移ります。

　広島県警察本部交通企画課から「交通安全指導者マニュアルの活用について」の取組について，紹介をしていただきます。

広島県警察本部交通企画課から

動画について↓（約16分間）（※動画資料は，パワーポイント資料と同一の内容です。）

<https://youtu.be/ud0yXjbFSBw>

動画の読み原稿（パワーポイント）について

●広島県警察では，関係機関・団体の皆様と協力・連携しながら，交通事故抑止活動に取り組んでいます。この度は，広島県内の交通情勢及び自転車の安全利用などについてお話しします。

●それでは，まず，管理官の村上が挨拶をいたします。

●広島県警察本部交通企画課の村上でございます。

皆様方におかれましては，平素から，警察業務各般にわたり，格別な御理解と御協力を賜り，この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

さて，令和２年中における，県内の，交通事故により亡くなられた方は，71人でございました。

　県警察をあげて年間の交通事故死者数を75人以下とするよう取り組んでまいりました，「なくそう交通死亡事故・アンダー75作戦～2020年へ向けて～」の目標を令和元年に続き，２年連続で達成することができました。

これもひとえに，皆様方の深い御理解と多大な御協力をいただいた，賜であり，重ねてお礼申し上げます。

　しかしながら，依然として多くの方が交通事故の被害に遭われている状況に変わりはなく，特に，死者数全体の半数以上を高齢者が占めるほか，飲酒運転やあおり運転，これらに起因する交通事故の社会問題化など，交通情勢は非常に厳しいものと認識しております。

　県警察といたしましては，今後も，「高齢者対策」や「歩行者の安全確保」をはじめ，各種対策を強力に推進することとしておりますので，引き続き，御支援御協力をいただきますよう，よろしくお願い申し上げます。

結びに，皆様方の御健勝と御多幸を祈念申し上げ，私の御挨拶とさせていただきます。

●それでは，このたびお話するテーマについて，ご説明いたします。

　本日のテーマは大きく分けて３つでございます。

　１つ目は，「交通事故情勢」についてです。

　２つ目は，「自転車の安全利用について」，最後に県警察で作成いたしました「交通安全教育指導者マニュアル」について御案内させていただきます。

●昭和45年以降の広島県内の交通事故発生状況です。

　本表は死傷者のある交通事故の状況です。

　交通事故発生のピークは昭和45年 で，2万5,549件発生，死者は 519人。

　令和元年は6,257件，死者 75人。

　大幅に減少しています。

●ちなみに，全国の死者数ですが，昭和45年は 1万6,765人。令和元年は 3,215人でした。

●この表は，近年の「歩行者」・「高齢者」・「自転車」・「飲酒」が関係する交通事故の発生状況を表したものです。

●令和２年中の交通事故発生状況についてご説明いたします。

　概数ではありますが，令和２年中の発生件数は令和元年と比較して約２５％減少いたしました。

　また，「歩行者」・「高齢者」・「自転車」が関係する交通事故についてもそれぞれ減少いたしました。

　しかしながら，飲酒運転が関係する交通事故は，いまだになくならず頻発しているのが現状です。

●また，交通事故死者数につきましては，「７１人」と令和元年中の７５人と比較して４人減少いたしました。

●しかしながら，「自転車」が関係する交通事故死者数は「１０人」と前年と比較して４人増加いたしました。

●この中には高校生が被害の交通死亡事故もあり，関係機関・団体と連携の上，交通安全教育や街頭活動，交通指導取締り等対策を強化してまいります。

●広島県警察で重点的に取り組んでいる交通事故抑止対策を紹介します。

　まず，歩行者が被害に遭う交通事故抑止対策です。

　特に，道路を横断中の歩行者に対するものです。

●この表は広島県内における交通死亡事故の発生件数の推移です。

　表中の最下段『総計』のとおり，死亡事故件数は概ね減少傾向にあります。

　しかし，歩行者が関係する横断中・横断以外の死亡事故は増えたり減ったりを繰り返し，減少傾向が見られません。

　特に，横断中の死亡事故件数は，ここ数年横ばい状態です。

●一昨年のJAFの調査結果です。

　信号機のない横断歩道の手前で横断歩行者がいる時に，どのくらいの車が停止するかという調査の結果です。

広島県は，全国ワースト２位，わずか1.0％でした。

　車が100台横断歩道を通過して，歩行者を先に行かせるために停止したのはたったの１台でした。

　たったの１台だったという結果，皆さんはどう思われますか？

●なぜ止まらないのかというアンケートでは，どれもこれもドライバーが自分本位に考えている結果を表していると思われます。

　ただ，③の回答は，裏を返せば，歩行者側がある程度横断するという意思表示を示せば，改善するかもしれないというポジティブな結果にも取れます。

●皆さんは横断歩道での歩行者保護に関するルールを正しく理解していますか？

　歩行者を優先し，保護しなければなりません。

●横断歩道を横断しようとしている歩行者がいるときに，歩行者を先に行かせるのは・・・

マナーではありません！ルール（決まり）なんです。

●一昨年の調査結果を受けて，様々な機関・団体の協力のもと，

　横断歩行者に関する交通事故抑止のための広報啓発を行ってきました。

　その結果，最新の調査では，27.9％が一時停止したという結果になりました。

　しかし，未だ27.9％しか，止まっていないのです。

　これは100台が横断歩道を通過して，たったの27～28台しか止まらないということです。

　約７割の車は止まっていないという現実を，皆さんはどう思われますか？

●歩行者対策では，横断歩行者妨害や速度超過の取り締まりも強化しています。

　ドライバーの方には，歩行者を優先した運転を行っていただきたいと思います。

　ただ，歩行者の側も横断するときは横断歩道を渡ったり，安全確認を確実に行うなど自分の身は自分で守るとの意識を持ってください。

●自転車は，身近な乗り物なので，年代を問わず様々な人が利用しています。

　気軽に乗れるからこそ，自転車は加害者にも被害者にもなる乗り物です。

　自転車は歩行者ではなく，車両のひとつであること，

　「自転車安全利用五則」を守って安全運転を心掛けてください。

　また，自転車と軽く考えがちですが，交通事故を起こした時に，思いもよらぬ高額な賠償金が生じることがあります。

　万が一に備えて自転車保険に加入するようにしましょう。

●令和２年11月に発生した高校生が関係する自転車死亡事故について，事故概要等をご説明いたします。

●令和２年11月13日，金曜日，午前10時ころ，信号機のある十字路交差点において，自転車に乗り横断歩道上を青信号に従って進行していた高校生が，左折してきた大型トラックに巻き込まれお亡くなりになった，大変痛ましい事故です。

　車両を運転する際には，安全速度を遵守するとともに，交差点等では十分な安全確認を行ってください。

　また，自転車側も道路を横断する際などは，車両が接近していないか，一時停止したとしても自分のことに気がついているかなどについて，十分に確認をしてください。

　特に大型トラックは死角が大きく，注意が必要です。

●また，自転車が「加害者」となる重大事故も発生いたしました。

●10月29日，木曜日，午後６時20分ころ，住宅街を自転車に乗り，下り坂を進行していた高校生が，歩かれていた70代の歩行者と衝突し，歩行者の方が，お亡くなりになりました。

●このほかにも，車両との出会い頭衝突による重傷事故などが発生しており，例年，自転車が関係する交通事故のうち，約半数に自転車運転者側に何らかの交通違反が認められます。

●県警察といたしましては，自転車利用者に対して，

　交通事故を起こさない・交通事故にあわないよう，交通ルールとマナーを守るよう交通安全教育を推進してまいります。

●県警察では，各指導現場において交通安全教育に携わる方に，指導の参考としていただくよう「交通安全教育指導者マニュアル」を作成いたしました。

　この「交通安全教育指導者マニュアル」は，平成１０年に国家公安委員会が作成した「交通安全教育指針」に沿って作成しております。

　年齢層や受講場所に応じて必要な内容を選択していただき，皆様方に御活用いただければ幸いです。

●「交通安全教育指導者マニュアル」から何点か抜粋して，ご説明いたします。

　16ページ，自転車安全利用五則について，です。

　 ○　自転車は車道が原則，歩道は例外

　 ○　車道は左側を通行

　 ○　歩道は歩行者優先で，車道寄りを徐行

　 ○　安全ルールを守る

　　　 飲酒運転の禁止

　　　 二人乗り，並進の禁止

　　　　夜間はライトを点灯

　　　　交差点での信号遵守と一時停止，安全確認の徹底

　 ○　ヘルメットの着用

●この中でも，特に重要なものとして

交差点での信号遵守と一時停止，安全確認の徹底が挙げられます。

　見通しの悪い交差点等における一時不停止や不十分な安全確認は，交通事故に直結します。

　また，自転車の存在を目立たせるため「夜間のライト点灯」につきましても，夕方になりましたら，暗くなる前に早めに点けるよう指導をお願いします。

●最後に，ヘルメットの着用です。

　自分の命を守るため，「年齢にかかわらず」着用するようお願いします。

●続いて，「交通事故を起こした場合の措置」について，です。

　交通事故を発生させた場合，車両等の運転者は交通事故の発生日時等を警察官に報告する義務があります。

　しかし，当事者間で「大丈夫」等と話を交わし，現場で分かれたあと，負傷が判明し，「ひき逃げ」となる事案が多く認められます。

　相手に関する手がかりも少なく，中には解決に至らない事案もございます。

●交通安全について，講習等する場合は，自転車を運転中，車両と衝突した場合はもちろんのこと，

　歩行者と衝突した，単独で転倒した

　あるいは負傷がない交通事故についても通報義務があること

を教示していただきますようお願いします。

　あわせて，交通事故を起こした場合に備えて，損害賠償保険へ加入することも大切です。

●広島県警察と致しましては，一件でも悲惨な交通事故を減らすために，引き続き交通安全教育や街頭活動，交通指導取締りなど，各種対策を強化して参りますので，引き続きよろしくお願い致します。

終わりに（県教育委員会から）

●いかがでしたか。

　文部科学省の「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（平成30年２月）個別の危機事象の「交通事故への対応」には，効果的な交通安全教育について，記載があります。

そこには，として，模範となる他者の行動を観察することで，その行動が習得される「モデリング」と他者の行動の姿を観察して，自らの行動の姿を振り返る「ミラーリング」が，効果的な内容として示されています。

モデリングとは，模範となる他者の行動を観察することで，その行動が習得されること。

ミラーリングとは，他者の行動の姿を観察して，自らの行動の姿を振り返ること。

先日，県立特別支援学校小学部や市町立の小学校・義務教育学校前期課程に，12月14日付広島県教育委員会教育長通知「幼児等の交通事故防止に関する動画視聴について」で，動画を紹介しました。この動画には，このモデリングとミラーリングの手法が用いられ，登場人物の「キラリ☆マン」が良くない行動をし，警察官に注意をされるという場面が多用されていました。ミラーリングの手法を活用していると言えます。

子供たちに動画を見せる際にも，ただ見せるのではなくて，これらのことを踏まえて，見せることで，映像を見た子が「この後が危ない。」「こうなる前に，○○したらいい。」などと指摘するような危険予測，危機回避などの学習を取り入れるなどの効果的な教育内容を工夫することも，効果的だと考えられます。

　また，各学校においても警察との連携を図っておられると思いますが，すべてを任せるのではなくて，学校として何をどのように伝えてほしいのかを要望していくことが大切です。

本講習会の資料作成においても，学校の関係者とって，今必要な情報となるように，数値的な根拠を示していいただいたり，また，新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い自転車での宅配が増えたり，公共交通機関を避けて自転車利用をする方が増加していることなどで懸念されている自転車事故の内容に絞り込んだりして，説明していただくような連携をとらせていただきました。このように他の機関と連携をする際には，すべてを任せっきりにしないというようなことも改善の視点につながるものと考えられます。

|  |
| --- |
| ３「ひろしまマイ・タイムラインの取組について」（約40分間※「作成のための時間〔約20分間]含む」）講師：広島県危機管理監　みんなで減災推進課 |

はじめに（県教育委員会から）

●それでは，次の講義に移ります。

　広島県危機管理監みんなで減災推進課から「ひろしまマイ・タイムライン」の取組について，紹介をしていただきます。

広島県危機管理監みんなで減災推進課から（約40分間）

動画の読み原稿（パワーポイント）について

●広島県　危機管理監　みんなで減災推進課から，「ひろしまマイ・タイムライン」を活用した防災意識の醸成について，ご説明いたします。

●はじめに，「ひろしまマイ・タイムライン」とは，どういったものかを，ご説明したいと思います。

●「マイ・タイムライン」とは，いつ起こるか分からない風水害から命を守るため，いざというときに，いつのタイミングで何をすべきかをあらかじめ決めておく

　「自らの防災行動計画」のことを言います。

●　具体的には，

　・　自宅の被災リスク

　・　避難するまでにすべき準備

　・　いつ避難するのか

　・　どこに避難するのか

　・　避難先までの避難経路

　・　地域の人への避難の呼びかけ

　などをあらかじめ考えて決めておこうというものです。

●次に「ひろしまマイ・タイムライン」の取組の経緯をご説明します。

●広島県では，平成30年７月豪雨災害に関する県民の避難行動の調査を実施しまして，その分析結果として，早めの避難の実践のためには，

　・お住まいの地域の災害リスクを正しく把握すること

　・災害に対する，自分の家族の脆弱性を把握した上で，家族の避難計画を

　　作成すること

　・家族や親族，近隣の人などから避難を呼びかけられること

　などが重要である，との報告がなされました。

●それを踏まえて，自らの防災行動計画を作成する教材として，「ひろしまマイ・タイムライン」の取組を実施することとしました。

●マイ・タイムラインを作成し，実際に活用していただくことにより，早めの避難に繋げていただきたいと考えています。

●次に「ひろしまマイ・タイムライン」の取組の目的をご説明します。

●「ひろしまマイ・タイムライン」では，その作成に取り組むことにより，「自らの命は自らで守る」という防災意識を醸成することを目的としています。

●さらに，家庭学習などで，ご家族でマイ・タイムラインを作成していただくことにより，

　・　災害を自分ごととして認識したり

　・　作ったマイ・タイムラインを自分への約束として認識したり

　することで，ご家族での早めの避難を確実なものとしていくことも目的としています。

●こちらが，「ひろしまマイ・タイムライン」の教材です。

●「ひろしまマイ・タイムライン」には，冊子版とデジタル版があり，冊子版は，昨年７月に，県内すべての小学校に配布し，作成に取り組んでいただいているところです。

　デジタル版は，中学生以上の一般県民の皆様に向けて，パソコンやスマートフォンなどで手軽に作成していただくためにご用意したものです。

●　その「ひろしまマイ・タイムライン」では，風水害が発生するおそれがある

　「台風が近づいているとき」・「大雨が長引くとき」・「短時間の急激な豪雨が発生するとき」の，「３つの気象状況」が想定されています。

●　その３つの気象状況ごとにシートがあり，

　冊子版では，シールに書き込み・実際にシートに貼り付ける，

　デジタル版では，パソコンやスマートフォンに入力していくことにより，

　マイ・タイムラインを完成させていく形になります。

●この資料では，中学生以上の一般県民の皆さまにも対応しており，手軽に作成できるデジタル版を説明していきます。

●なお，小学生向けの冊子版の説明については，参考として，もう一つのパワーポイント資料を用意していますので，そちらをご参照ください。

●　デジタル版の「ひろしまマイ・タイムライン」は，

　「ひろしまマイ・タイムライン」特設サイトから作ることができます。

●「ひろしまマイ・タイムライン」の特設サイトには，４つのメニューが用意されています。

●４つのメニューの簡単な説明をします。

●１つ目は，「広島県の特徴や風水害を知ろう！」です。

　広島県で起こりやすい風水害の解説や過去の風水害の事例などを紹介しています。

●２つ目は，「ひろしまマイ・タイムラインのつくり方」です。

　マイ・タイムラインの作成方法や作成するための支援動画を掲載しています。

●３つ目は，「ひろしまマイ・タイムラインをつくる！（一般用）」です。

　実際にマイ・タイムラインを作成するメインページになります。

●４つ目は，「ひろしまマイ・タイムラインをつくる！（小学生用）」です。

　小学生用の冊子版教材をPDFファイルで掲載しています。

●具体的に，それぞれのメニューを説明してきます。

●まずは，「広島県の特徴や風水害を知ろう！」です。

●広島県では，土砂災害危険箇所の数が全国で最多であることはご存じでしょうか。

　ここでは，広島県特有の土砂災害のリスクなどの認識を深めていただくために，

　・　土砂災害の種類やメカニズム，

　・　広島県の過去の災害の発生事例

　・　県内の地形について

　などを掲載しています。

●資料のように「土砂災害とは？」や「過去に広島県で起こった風水害から学ぶ」などのページをご用意していますので，

　ぜひ，学びのコンテンツとしてご活用いただきたいと思います。

●詳しくは，実際のサイトをご参照ください。

●次に，「ひろしまマイ・タイムラインのつくり方」です。

●ここでは，マイ・タイムラインの作成支援動画を掲載しています。

●イラストやアニメーションを活用し，広島県自主防災アドバイザーによる解説を加えたわかりやすい内容になっています。

●この動画は，冊子版で作成することを前提につくられていますが，考え方は同じですので，デジタル版の作成においてもご参考いただけるものとなっています。

●指導者向け動画と作成者向け動画を掲載しておりますので，ぜひご覧ください。

●また，「ひろしまマイ・タイムラインのつくり方」には，マイ・タイムラインの作成方法を説明したページもご用意しています。

●作成のサイトでは，ステップごとに必要事項を入力して作っていく形になっておりますので，そのステップごとに解説をしています。

●それでは，実際にマイ・タイムラインを作成するサイトについて，説明していきたいと思います。

●皆さんは，特設サイトで実際に作りながら，このスライドをご覧になっていただければと思います。

●「ひろしまマイ・タイムラインをつくる！（一般用）」のメニューになります。

●「新しいマイ・タイムラインをつくる」というところがあります。

●その中に，「台風」・「大雨」・「短時間の急激な豪雨」の３種類の「マイ・タイムライン」の選択画面がありますので，作成するマイ・タイムラインを選択します。

●ここでは，「台風が近づいているとき」を選択したケースで説明していきます。

●選択すると，さらに画面が出るので，「作成する」をクリックします。

●ここから，ステップバイステップでの実際の作成になります。

●ステップは次の５つで構成されています。

●まずは，ハザードマップで，自宅の被災リスクを確認します。

●次に，避難先の記入をします。

●さらに，避難のタイミングを決定します。

　避難行動判定フローを使いながら，警戒レベル３か４のどちらかで避難すべきか確認します。

●次に，避難するための準備行動を考えて記入します。

●最後に，家族やご近所の人への呼びかけ行動を記入します。

●これでマイ・タイムラインの完成になります。

●まずは，ステップ１の「自宅の被災リスクの確認」です。

　ハザードマップを確認して，ご自宅の被災リスクを確認してください。

●高潮，河川の氾濫，土砂災害の３つの風水害のうち，

　ハザードマップ上，リスクがあるものに「◎」を選択します。

●また，避難経路などにリスクがある場合は，「○」を選択します。

●ハザードマップについては，自宅にあるか確認してみましょう。

　自宅にない場合は，ハザードマップをまとめたページへのリンクをつけていますので，

　こちらから，お住まいの市町のホームページに行って頂き，ハザードマップを確認することもできます。

●なお，注意点として，このステップバイステップのフォームで，「戻る」をしたい場合は，ブラウザの戻るボタンではなく，フォーム内の下にある「戻る」ボタンを使ってください。

　ブラウザの戻るボタンを使った場合は，入力した内容が消えてしまうので注意してください。

●次に，ステップ２の「避難先の記入」です。

●避難先は，学校や公民館などの「指定緊急避難場所」だけでなく，親せきや知人の家なども積極的に検討しましょう。

●また，避難先は，複数の避難先を考えて記入しましょう。

●なお，頑丈なマンションの上層階など，安全な場所にいる人は，自宅を避難先として記入することもできます。

●「指定緊急避難場所」は，リンク先のページから調べることができます。

●「避難所・避難場所検索はこちら」のリンク先を開いていただくと，県の減災ポータルサイト「はじめの一歩」の避難所・避難場所検索が出てきます。

●ここでは，お住まいの市町や災害種別，フリーキーワードなどを入力していただくと，その条件にあった避難所・避難場所が地図上に表示されます。

●避難先を考える際は，こちらもご参考ください。

●次に，ステップ３の「避難のタイミングの決定」です。

●ここでは，ステップ２で決めた「避難先」に，いつのタイミングで，誰が避難を開始するか，また，避難先までの避難にかかる時間も入力します。

●避難のタイミングは，警戒レベル３と警戒レベル４が選択できます。

●記入方法は画面のように，避難する人を，警戒レベル３か４でまとめて記入します。

　また，家族全員が同じタイミングで避難する場合は，避難する人を「家族全員」と記入します。

●リンク先の避難行動判定フローを確認して，自分やご家族がどのタイミングで避難すべきか確認します。（⇒次ページ）

●こちらが，「避難行動判定フロー」になります。

●左上の「ハザードマップの確認」の設問から始めて，「はい/いいえ」で設問に答えていけば，とるべき行動が分かるようになっています。

●この結果を参考に，自分やご家族の「避難を開始するタイミング」を，警戒レベル３または４から選択してください。

●また，警戒レベル３や４についてですが，スライドの警戒レベルの一覧表をご覧ください。警戒レベルとは，市町が発令する避難情報などについて，直感的にわかるように５段階で整理したものです。

●警戒レベル３は，「避難準備・高齢者等避難開始」が該当します。

　これが市町から発令された場合は，危険な場所にいる，ご高齢者や小さなお子様など，避難に時間のかかる方は，避難を開始して頂くタイミングになります。

●警戒レベル４は，「避難勧告」や「避難指示」が該当します。これらが発令された場合は，危険な場所にいる方は，全員が危険な場所から避難を開始する必要があります。

●この警戒レベルについては，今年の出水期に向けて，内閣府で見直し作業を進めており，　特に，警戒レベル３と４について，このスライドのように見直すようサブワーキンググループでとりまとめがなされています。

●警戒レベル４については，「避難指示」へ一本化，警戒レベル３については，「高齢者等避難」へ見直しがされることになっており，警戒レベル４で全員避難すべきことや，警戒レベル３で避難すべき人がはっきりわかるようになる見込みです。

●現在，制度改正の作業中の段階ではありますが，ご参考ください。

●次にステップ４「避難準備行動の記入」です。

●ここでは，ご家族の実情に応じて，避難するまでに準備すべきものを考えて，記入します。

●例えば，家族への連絡や，非常持出品の確認・取り出し，避難経路の確認などに加え，ご家族の状況に応じて，ペットのえさやかごなどの準備や常備薬の準備などが考えられます。

●また，それぞれの準備にかかる時間も記入します。

●さらに，親せきの家に避難する場合と小学校などの避難所に避難する場合とでは，準備するものが違う場合があります。

　そのため，避難準備の項目に，それぞれ対応する避難先に✔をつけて，どの避難先に対応するものかわかるようにします。（両方の避難先に対応する場合は，両方✔をつける）

●そして，全ての避難準備行動が入力できたら，それら全ての避難準備にかかる全体の時間を入力します。

　その際，ご家族みんなで準備した場合の時間を概ねでよいので記入するようにします。

●ステップ４の避難準備行動をできるだけ想定しておくことが，いざというときに，慌てず避難ができるかの重要なポイントの一つになりますので，ご家族等でしっかり話し合って，入力していただきたいと思います。

●最後に，ステップ５「地域に対しての行動を考える」です。

●先ほど説明したとおり，「平成30年７月豪雨の避難行動調査」からも，家族や親せき，顔見知りの方からの避難の呼びかけが，避難を促進することが分かっています。

●避難を呼びかけあうことが，自分も含めて，みんなの避難行動につながります。

　ぜひ，親せきや近所の方などへの避難の呼びかけを行うことを考えて入力してください。

●ここまでに入力したら，デジタル版マイ・タイムラインの完成です。

●この画面で，マイ・タイムラインを保存することもできますし，もう少し修正したい場合は，１つ前に戻ることもできます。

●この画面で，「作成したマイ・タイムラインを表示する」を押していただくと，ご自身が作ったマイ・タイムラインが表示されます。

●表示されたマイ・タイムラインはこのようなイメージです。

●シートの真ん中部分に，入力していただいた内容が反映されており，オレンジ部分が避難先１，青色部分が避難先２の避難準備や避難タイミングが反映されています。

●一番下の緑色の部分は，ステップ５で入力していただいた，地域に対して行う行動が反映されます。

●このマイ・タイムラインは，印刷することもできますし，アカウント登録をすれば保存をすることもできます。

●アカウント登録としては，

　①マイ・タイムラインの完成ページの「アカウント登録して保存する」

　②マイ・タイムラインを表示したページの一番下にある「アカウント登録して保存する」のどちらからでも，アカウント登録画面にいくことができます。

●アカウント登録の画面で，登録したいメールアドレスを送信していただきましたら，本登録用のメールが届きますので，その本登録用メールから，パスワードなどを設定していただき，登録を行います。

●アカウント登録をすると，作成したマイ・タイムラインを保存することができ，

　今後もいつでも呼び出して閲覧することができますし，修正なども簡単にすることができます。

●また，メールアドレスやパスワードを共有していただければ，ご家族とマイ・タイムラインを共有することもできます。

●ぜひ，アカウント登録をお願いします。

●最後に，本日ご紹介した「ひろしまマイ・タイムライン」は，一度作って終わりという訳ではありません。

●作成したマイ・タイムラインは，アカウント登録して呼び出せるようにしておいたり，印刷して見える場所に掲示し，何度も見返したり，見直したりしながら，ご自身・ご家族に合わせたマイ・タイムラインにアップデートしていっていただければと思います。

●また，実際の災害はタイムラインどおりに発生するとは限らないため，いつもマイ・タイムラインのとおりに行動すれば，絶対安全という訳ではありません。

●気象情報や避難情報をこまめに収集・確認しながら，マイ・タイムラインを参考にして，臨機応変に防災行動の実行を行うようにしてください。

●これでマイ・タイムラインのご紹介は終了です。

●皆様には，各学校で，「ひろしまマイ・タイムライン」の作成に取り組んでいただければ，と思います。

●また，「広島県自然災害に関する防災教育の手引[別冊]」にも，マイ・タイムラインの学習指導案が記載されていますので，そちらもご参考ください。

●以上です。どうもありがとうございました。

終わりに（県教育委員会から）

●いかがでしたか。

　「ひろしまマイ・タイムライン」については，総合的な学習の時間での取組や教科と関連した取組として，実施することができるかと思います。また，今年は実施できなかったかと思いますが，保護者の方に来ていただく参観日や学校行事での活用なども考えられる内容かと思います。

　また，最後に説明がありましたように，県教育委員会では，「ひろしまマイ・タイムライン」に関する学習指導案を作成しました。小学校学習指導要領社会科に，関連する指導内容があることから，小学４年生を想定とした内容としています。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kyouiku/bessatsu-bousai-tebiki-tuika.html>

　なぜ「マイ・タイムライン」が必要なのだろうか。という課題を考えていく内容です。

　社会科と関連した学習の後に，マイ・タイムラインを作成する活動に取り組むということも，子供たちの学びには有効だと思います。

　その他にも，今年度作成した児童が，別の学年に教えたりする異学年での活用なども考えられるかと思いますので，本講習を機会に，学校での活用を御検討ください。

　また，デジタル版の学校での活用については，実際に取り組まれてみていかがでしたでしょうか。

今年度小学校で取り組まれていれば，次年度は学んだ子供たちが，中学校等に進学します。中学生や高校生，また幼稚園生などでも活用できる内容です。次年度以降の中学生・高校生の取組について，是非検討をしてみてください。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kyouiku/bessatsu-bousai-tebiki-tuika.html>

|  |
| --- |
| ４　終わりに（県教育委員会から） |

職員研修及び職員訓練の充実のためには，教職員それぞれの役割の明確にしないとならないことや安全教育の充実のためには，学校安全計画等の計画を明確にしていくことに関しても，様々なお話を通じてお話をしてきました。

本講習会を通じて，教職員それぞれの役割の明確にすることや計画を立てることを中心に進めたのは，この部分に，まだ各学校の改善すべき点，いわゆる「伸びしろ」があるのではないかと考えたからです。各学校の改善点は見つかったでしょうか。

改めて，第２次学校安全の推進に関する計画について確認をしてみると，

目指すべき姿に向けて，５つの推進方策がたてられています。

１　学校安全に関する組織的取組の推進

２　安全に関する教育の充実方策

３　学校の施設及び設備の整備充実

４　学校安全に関するＰＤＣＡサイクルの確立を通じた事故等の防止

５　家庭，地域，関係機関等との連携・協働による学校安全の推進

　これらの５つについては，本講習においても何度も出てきた内容です。取組の充実のための視点としていただきたいと思います。

最後になりますが，毎年度，広島県教育委員会では，「学校安全の取組状況調査」を行っております。

近日中には，その内容をお送りする予定ですので，学校で再度確認をしてみてください。

そして，学校でのそれぞれの実態に応じた取組を進めていっていただくようお願いをして，本講習会を終了いたします。最後まで，参加をしてくださりありがとうございました。

【参考資料の紹介】

新型コロナウイルス感染拡大防止の取組の影響もあって，いわゆる集合型の研修会が，オンライン・オンデマンドの研修になっています。

これらの資料が，インターネット上に掲載をされており，いつでも閲覧をできるようになっていますので，本講習会を受講して，さらに学んでみたいと思われた場合のため，参考資料をいくつかお知らせします。

１　文部科学省HP　防災を含む安全に関する教育（現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育内容）

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/shidouyouryou/index.html>

２　文部科学省HP 教職員のための学校安全e-ラーニング

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/learning/index.html>

３　ぼうさいこくたい2020 in Hiroshima(デジタルアーカイブ)トップページ

<http://www.bosai-kokutai.jp/>

ぼうさいこくたい各セッション（配信の中継動画は，動画データとしてこちらのサイトから視聴いただけます。）

<https://bosai-kokutai.com/session/>

　「頻発する豪雨，切迫する巨大地震にどう備えるか～広島県知事 × 三重県知事トップ対談～」，「広島市防災セミナー 語り継ぐ防災～教訓を活かす～第一部（広島市，共催:RCCラジオ/第1部）」などを見ることができます。

４　令和2年度「未来へつなぐ学校と地域の安全フォーラム」（動画が閲覧できます。）

<http://drredu-collabo.sakura.ne.jp/ja/event/2020/20201001post-1167>